

平成28年(2016年)3月1日

入札参加資格者名簿(建設工事)

登録業者 各位

宝塚市総務部契約課

建設工事の入札に係る社会保険等の加入要件化の実施について(通知)

みだしのことについては、平成27年11月14日付で通知を行っていましたが、平成28年度の入札参加資格審査申請の受付(今回は一斉更新)から実施いたします。

そのため、本市の建設工事における入札参加審査申請を希望する事業者のうち、**雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)**が未加入の事業者については、平成28年7月1日以降の入札参加資格登録ができなくなりますので、**早期に社会保険等の加入手続き(または適用除外の登録)を行われますようお願いいたします。**

平成28年7月1日以降の建設工事の入札参加資格審査申請について

平成28年5月に受付を開始する「平成28・29年度(2016・2017年度)宝塚市入札参加資格審査申請(建設工事)」からは、**「社会保険等に加入していること」**を資格要件としますので、**当該要件を満たしていないときは入札参加資格登録ができなくなります。**

社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経営事項審査結果通知書」という。)の写しの記載項目により確認します。具体的には、経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄の全てが「有」又は「除外」であれば加入業者とみなし、入札参加審査申請の受付を行います。

そのため、当該欄のうち1つでも「無」がある場合は、社会保険等の未加入業者とみなし入札参加資格登録の対象外となります。(ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の通知日の後に社会保険等に加入した場合は、それを証明する領収証書等をもって入札参加資格審査申請受付期間内に確認ができるときのみ受け付けることができます。)

施工体制台帳の写しの提出について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日から公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲については、下請契約を締結する全ての工事に拡大されました。

これにより、公共工事を受注した建設業者においては、下請契約を締結する工事全てに関して、下請契約における社会保険等の加入状況の確認を行う趣旨から、施工体制台帳の写しを市へ提出することについてもご留意ください。

問い合わせ先 宝塚市総務部契約課 0797-77-2008 Fax0797-72-1419